

奈良県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平岡土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 守治	葛城市平岡二九八―二
〃	岡本 雄嗣	〃 七九―一
〃	中川 善司	〃 二六四
〃	阪本 嘉須彦	〃 五三四―四
〃	中川 善己	〃 七〇〇
〃	吉井 修	〃 三一―二
監事	中谷 賢一	〃 四八〇
〃	森本 久則	〃 七五―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 善明	葛城市平岡二九三―一
〃	岡本 雄嗣	〃 七九―一
〃	中川 善己	〃 七〇〇
〃	中川 善司	〃 二六四
〃	吉井 修	〃 三一―二
〃	中川 秀一	〃 二六八
監事	森本 久則	〃 七五―五
〃	森本 守治	〃 二九八―二